

無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者の皆様へ 電波法の改正についてお知らせします。

電波法の「勧告・公表制度」が変わりました。

※平成27年5月22日、改正電波法(平成27年法律第26号)が公布され、平成28年5月21日から施行されています。

1 制度改正のポイント

○勧告・公表の対象に「輸入業者」が追加

Q1 なぜ、輸入業者が追加されるのですか。

A1 近年、市販されているベビーモニターやトランシーバー等の中には、外国規格の基準不適合設備を輸入したものがあり、国内に広く流通することで他の無線局に混信その他の妨害が生じる事例が増えているため、新たに勧告・公表の対象となりました。

Q2 自分で使用するため無線設備を個人輸入した者は対象に含まれますか。

A2 自己使用のために個人輸入した場合を対象とするものではありません。ただし、外国から直接輸入したのものの中には、電波法に定める技術基準を満たさず国内で使用できない無線設備も多く存在しますので、購入・使用には十分注意して下さい。(裏面参照)

○無線設備の製造・輸入・販売に関する努力義務の新設

Q どのような対応が必要となりますか。

A 無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者は、無線通信の秩序の維持に資するため、電波法に定める技術基準に適合しない無線設備を製造・輸入・販売しないように努めて下さい。

○勧告を受けた者に対する「命令」の新設

Q 命令が下されるのは、どのような場合ですか。

A 勧告を受けた業者が正当な理由もなく措置を講じず、その旨を公表されてもなお勧告に従わない場合です。

(注) 技術基準に適合しない無線設備が、重要無線通信を行う無線局に混信その他の妨害を与えた場合に限る。

2 制度改正に関する主な規定

○ 電波法第102条の11第1項(努力義務規定)

無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無線通信の秩序の維持に資するため、第3章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。

○ 電波法第102条の11第4項(勧告を受けた者に対する命令規定)

総務大臣は、第2項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合において、混信その他の妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

※重要無線通信とは、電気通信業務若しくは放送の業務の無線通信又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の無線通信をいいます。

○ 電波法第113条第25号(命令に従わなかった場合の罰則規定)

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

25 第102条の11第4項の規定による命令に違反した者

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

総務省総合通信基盤局 監視管理室

TEL (03) 5253-5912 <http://www.tele.soumu.go.jp>

電波利用のルールを守りましょう！電波は限りある資源です！

- ◆ 電波は、国民共有の限りある資源です。電波は、通信、放送、科学など様々な分野で利用され、国民生活や経済活動に不可欠なものになっています。
- ◆ 不法無線局により、携帯電話がつかなくなる、航空、消防・救急、放送などの重要な無線局に混信その他の妨害を与えるなど、国民生活の安心・安全に重大な悪影響を及ぼす事例が多く発生しています。
- ◆ 電波法の基準を満たさない設備がインターネット販売等で流通し、一般消費者が重要な無線局に妨害を与えてしまう事例も発生しています。

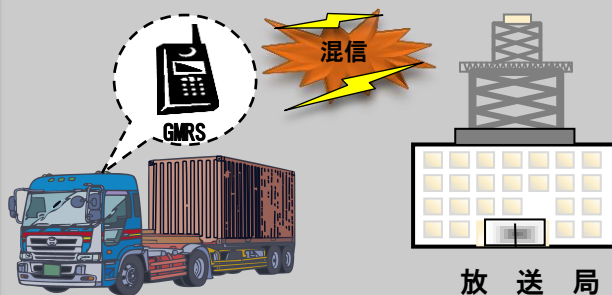
航空用無線への妨害

平成28年9月、**航空用無線**に妨害が発生
→ 原因は、空港近くの建設現場で使われていた**不法ワイヤレスカメラ**でした。



放送用無線への妨害

平成26年10月、**放送用無線**に妨害が発生
→ 原因は、放送局の近辺で車両の誘導指示に使われていた**外国規格無線機 (不法無線局)**でした。



外国規格の無線機等は、日本で免許が受けられない場合があります。購入(仕入れ)・販売にあたっては十分注意して下さい。

- ◆ 外国規格無線機 (FRS/GMRS等) が、インターネット等で販売されています。この無線機を使用又は使用出来る状態にすることは、不法無線局を開設することになり、電波法違反となります。
FRS : Family Radio Service GMRS : General Mobile Radio Service
- ◆ 技適マークがない無線機や改造された無線機は、電波法の技術基準を満たさないことがあるため、日本国内では無線局の免許が受けられない場合があります。

その無線機、ついていきますか？ 技適マーク！

※技術基準適合証明には、この他のマークもありますので、ご注意ください。
詳しくは総務省電波利用HPをご覧ください。 <http://www.tele.soumu.go.jp>



！ 不法電波は罰せられます！

【不法開設】（電波法第110条）

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める著しく微弱な電波を発射する無線設備や技適マークがある無線設備を除いて、総務大臣の免許や登録を受けなければなりません。総務大臣の免許や登録を受けずに無線局を開設した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【重要無線通信妨害】（電波法第108条の2）

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられることがあります。

※重要無線通信とは、電気通信業務若しくは放送の業務の無線通信又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の無線通信をいいます。